

座間市中小企業等ＬＥＤ照明器具導入支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この告示は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度を活用し、物価高騰の影響を受けた中小企業者等が自ら所有する事業所の照明器具を更新することで、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成６年座間市規則第６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 中小企業者等 次のアからキまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体

キ アからカまでに掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

（２） 事業所 工場、事務所その他の事業場のことをいう。

（補助対象者）

第３条 補助の対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１） 市内に事業所を有する中小企業者等であること。

（２） 市税の滞納がないこと。

（３） ＬＥＤ照明器具を設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。

（補助対象機器）

第４条 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第１４９条の規定による当該機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすＬＥＤ照明（トップランナー基準を達成したＬＥＤ照明）とする。

（補助対象事業）

第５条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれに

も該当するものとする。

- (1) 市内の事業所に設置するもので、LED照明以外の既存の照明器具（以下「既存機器」という。）を補助対象機器に更新すること（設置工事を伴わない電球や蛍光管交換のみのもの及び可搬式のものの場合を除く。）。
- (2) 設置の請負工事業者は市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であること。
- (3) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (4) 専ら居住を目的とする事業所における機器更新ではないこと。
- (5) この補助金の申請時に、設置工事に着手していないこと。
- (6) 補助対象機器が未使用品であること。
- (7) 補助対象機器がリース品ではないこと。
- (8) 次条に定める補助対象経費の総計が、10万円以上であること。

2 国、県等が実施する国費が充当されている補助金の交付を受けた事業又は受けようとする事業については、この要綱に基づく補助申請を行うことができない。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助事業のうち、補助対象機器の購入及び設置工事に係る費用とする。ただし、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税額
- (2) 既存機器の処分に係る費用
- (3) その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費
- (4) 補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費

（補助金の額等）

第7条 市が交付する補助金の額は、補助対象経費の半額又は100万円のいずれか低い額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

3 1回の申請で2箇所以上の事業所を補助対象とすることを妨げないが、1回の申請の補助金の額の上限は、100万円とする。

（交付の要望）

第8条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する日の14日前までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象機器の設置等に係る設計図面
- (2) 補助対象経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 法人にあっては、登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限る。）
- (5) 個人事業者にあっては、税務署が受理したことがわかる開業届又は確定申告書（直近のものに限る。）の写し（電子にて申請を行った場合は、申請時に提出したデータ及び受理されたことが確認できるデータの写し）
- (6) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類
- (7) 改修照明器具一覧表（第2号様式）
- (8) 市税納付状況確認同意書（第3号様式）
- (9) 収支予算書（第4号様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。
（変更等の承認）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業等LED照明器具導入支援補助事業変更・中止・廃止申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更するときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を中小企業等LED照明器具導入支援補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（第7号様式）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第18条の規定にかかわらず、補助事業の完了の日の翌日から起算して30日以内又は市の会計年度の終了する日（座間市の休日定める条例（平成元年座間市条例第4号）に規定する休日に当たるときは、その前日）のいずれか早い日までに中小企業等LED照明器具導入支援補助事業実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の設置に係る経費の支払を証する書類
- (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付等）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、10年とする。

2 補助事業者は、規則第24条の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、中小企業等LED照明器具処分承認申請書（第10号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（処分の承認の決定）

第17条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を中小企業等LED照明器具処分承認（不承認）通知書（第11号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

（調査）

第18条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、補助対象設備の設置工事の状況を設置場所において調査することができる。

（使用状況の報告）

第19条 市長は、補助事業者に対し、補助対象設備の設置後に使用状況の報告を求めることができる。

（手続代行者）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続を業者等に委任することができる。

（実施細目）

第21条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。